



日光杉並木オーナー制度についてのFAQ

R5.4.1

(1) 制度概要関係

【Q】日光杉並木オーナー制度とは？

⇒「日光杉並木オーナー制度」は、杉並木保護に賛同された方に、並木杉を1本につき1千万円で購入していただき、オーナーになっていただく制度です。

県では、並木杉の売買代金を、条例に基づいて設置した、「栃木県日光杉並木街道保護基金」で管理・運用し、その運用益で並木杉の樹勢回復事業などの杉並木保護事業を実施しています。

【Q】日光杉並木オーナー制度について詳しく知るには？

⇒県ホームページに、パンフレットや参考資料を掲載しておりますので、ご確認ください。また、不明な点等は、下記の問い合わせ先までお気軽にご連絡ください。

パンフレット「とちぎの日光杉並木」

参考資料 「日光杉並木オーナーの制度概要と契約手続き等」

(2) 新規の申込手続き関係

【Q】オーナーになるには？

⇒県に必要書類を提出いただき、契約手続きを行います。県を売主、オーナー希望者を買主とする、並木杉の売買契約を締結することになります。

【Q】契約に必要な書類は？

⇒①購入申込書、②県有財産売払申請書、③意向確認書 をご提出ください。

①～③の書類は押印不要です。なお、ご購入いただくオーナー杉の決定後、県から契約書をお送りしますが、契約書には押印いただく必要があります。

【Q】必要書類の提出方法は？

⇒メールや郵送でご提出ください。

なお、契約手続きを円滑に進めるため、事前にご連絡いただくと幸いです。

【Q】オーナー杉の選定方法は？

⇒ご購入いただくオーナー杉は、杉の所在地や状態（樹高や幹周、樹勢等）を踏まえ選定していますが、ご要望に応じて、オーナー杉のおおまかな場所を指定していただくことや、候補の杉を事前に数本選定し、その中から決めていただくこともできます。また、実際に杉をご覧になりたい場合には、現地を案内いたします。

【Q】 売買代金の支払い方法は？

⇒契約締結後、納付書（納入通知書）をお送りいたしますので、通知書裏面に記載の各金融機関の窓口等で代金を納入ください。

【Q】 オーナー杉の確認方法は？

⇒契約書に、オーナー杉の所在地が分かる地図（図面）を添付しますので、ご確認ください。また、オーナー杉に、契約者の氏名等が記載された「オーナーズプレート」を設置します。（希望者のみ）

【Q】 複数本を購入することは可能か？

⇒一度の契約で複数本購入いただくことも、何回かに分けて複数本購入いただくこともできます。

【Q】 1本の杉を複数名で購入することは可能か？

⇒複数名の連名で購入することができます。その場合には、代理人1名を定めていただき、その方と契約や売買代金の納入等の手続きを進めさせていただきます。なお、オーナー杉は複数人の共有となりますが、分割請求は出来ません。

（3） オーナー杉の管理関係

【Q】 オーナー杉の管理は？

⇒（公財）日光杉並木保護財団と東照宮に委託し、文化財保護法に基づき、日常管理を行います。
なお、オーナーに費用負担は発生しません。

【Q】 オーナー杉は処分できるの？

⇒オーナー杉は、国の指定文化財ですから、文化庁の許可がなければ、伐採等の処分はできません。
また、契約書において、第三者への所有権移転や貸付、担保に供する行為は制限されます。

（4） 契約の解除手続き関係

【Q】 オーナー契約を解除したい場合は？

⇒県に必要書類を提出いただき、解約手続きを行います。
この解約手続きにより、オーナーからはオーナー杉をご返却いただき、県からは並木杉の売買代金を返却いたします。

【Q】解約に必要な書類は？

⇒契約解除申出書をご提出いただきます。

なお、オーナーの死亡等により杉を相続した場合には、併せて、変更の手続きが必要となります。

【Q】県からの返却代金の受け取り方法は？

⇒契約解除申出書の提出の際に、返却代金の振込口座をご指定いただきます。

口座振込には、一定の日数を要しますので、あらかじめご了承ください。

(5) 契約の変更手続き関係

【Q】オーナーの氏名や住所が変わったときは？

⇒変更の手続きが必要になりますので、下記までご連絡ください。

変更内容が分かる書類を添付の上、届出書をご提出いただくこととなります。

例：住民票や法人登記等

【Q】オーナーが死亡したときは？

⇒変更の手続きが必要になりますので、下記までご連絡ください。

変更内容が分かる書類を添付の上、届出書をご提出いただくこととなります。

例：オーナーの除籍謄本や相続人の戸籍謄本、遺産分割協議書（権利の承継者であることを示す書類）等

【Q】オーナー（法人）が合併・解散したときは？

⇒変更の手続きが必要になりますので、下記までご連絡ください。

変更内容が分かる書類を添付の上、届出書をご提出いただくこととなります。

例：オーナーの法人登記や合併先の法人登記等

(6) 税務・会計関係

【Q】杉の購入に係る消費税の扱いは？

⇒消費税が課税されます。仮払消費税となり、仕入控除申告対象となります。

※税率10%の場合、1千万円のうち909,091円が仮払消費税額となります。

【Q】会計処理上の取り扱いは？

⇒固定資産の「その他投資」として計上してください。実質的には「長期預け金」となります。なお、減価償却できない資産ですのでご注意ください。

【Q】 税制上の特典は？

⇒杉の売買となりますので、寄附金控除の対象とはなりません。

(7) その他

【Q】 オーナー杉が枯れたら、損傷したら、倒れたら？

⇒自然災害等により、オーナー杉が枯れたり、損傷したり、倒れたりした場合には、別の杉と交換させていただきます。

なお、交換の他、解約や文化庁の許可を得て伐採も可能です。

【Q】 オーナー杉が倒れて被害が出た場合の責任は？

⇒オーナー（杉の所有者）に対する責任に対応するため、損害保険に加入しています。オーナーに費用負担は発生しません。

【お問い合わせ】

・オーナー制度についてのお問い合わせや、オーナー契約を希望される方は、下記までご連絡ください。

〒320-8501 宇都宮市塙田1丁目1番20号

栃木県生活文化スポーツ部 文化振興課 文化財保護担当

TEL 028-623-3460 FAX 028-623-3426

E-mail:suginamiki@pref.tochigi.lg.jp

※「栃木県日光杉並木街道保護基金」への寄附も随時受け付けております。

(基金への寄附は、ふるさと納税の対象です!)